



2026 年 10 月 15 日

各 位

会社名 株式会社アクセルスペースホールディングス
代表者名 代表取締役 中村 友哉
(コード番号：402A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 折原 大吾
(TEL. 03-6262-6105)

**第三者割当による第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	割当日	2026 年 11 月 2 日
(2)	発行新株予約権数	165,000 個
(3)	発行価額	本新株予約権 1 個当たり 259 円（総額 42,735,000 円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：16,500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） なお、下記「（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても、潜在株式数は、16,500,000 株で一定です。
(5)	調達資金の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,303,235,000 円（差引手取概算額）（注）
(6)	行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は 259 円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 156 円です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 16 項第(3)号をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げた金額）に修正されますが、かかる修

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 本新株予約権の行使可能期間	2026年11月4日から2028年11月30日（ただし、本新株予約権の発行要項第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」といいます。）とします。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当予定先	SMBC日興証券
(10) その他	当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に、当社とSMBC日興証券との間で、本ファシリティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは「Space within Your Reach」をビジョンに掲げ、従来、人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指しております。当該ビジョンを達成するために、当社グループは、2008年より世界に先駆けて小型衛星の開発に取り組み、小型衛星を「つくる」と「使う」の両輪で、宇宙利用の拡大に貢献してまいりました。

近年、農業や土地管理をはじめ、環境や金融、報道等、様々な産業で、地球上の広範な地域を継続的かつ高頻度に観測し、得られたデータを迅速な意思決定に活用するニーズが、国内外の官公庁及び民間企業において拡大しております。また、自然災害や気候変動への対応、地政学的リスクの高まりも、衛星から得られたデータを活用するニーズの拡大を後押ししております。

政策面においても、日本成長戦略会議における戦略17分野の一つとして航空・宇宙分野が掲げられ、同分野における「主要な製品・技術等」の人工衛星・サービスに関する官民投資ロードマップでは、2040年度までの官民投資額は6.4兆円が想定されるとともに、衛星製造・運用及び衛星通信・データ利活用において、2040年に約12兆円規模の国内外での需要を日本企業が獲得することが目標として掲げられております。このような政策的後押しを含め、宇宙産業

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は中長期的な市場拡大が期待されております。(2026年7月21日付日本成長戦略本部「戦略17分野における『主要な製品・技術等』の官民投資ロードマップ」)

このような市場環境のもと、当社グループは、創業以来、累計18機の衛星開発・運用実績を有し、小型衛星の設計・製造・運用を通じて技術及びノウハウを蓄積していることを強みとしております。衛星開発においては、約18年にわたる衛星開発の経験・ノウハウを活かし、開発・試験工程を最適化することで、開発コストを抑えながら、商用利用に耐え得る品質を確保する独自の開発手法を確立しています。また、衛星運用においては、衛星・地上双方のソフトウェアを内製・連携し、衛星の監視・運用の大半を自動化し、運用負荷を抑え、効率的な多数機運用を実現しています。さらに、部品調達においては、宇宙空間で利用可能な民生部品を独自に選定するとともに、内製と外部調達を組み合わせ、品質と低コストの両立を図っております。

これらの強みを活かしながら、拡大が見込まれる市場の成長機会を着実に捉えるため、AxelLiner事業においては本格的な収益化に向けた多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの研究開発等を、AxelGlobe事業においては2026年7月に「GRUS-3」7機の打上げ及び今後打上げを予定する高分解能衛星の開発・製造等を、それぞれ先行投資として行っていました。こうした先行投資を進める中、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」(以下「本事業」といいます。)に関して、2031年3月31日までの約5年間で画像データ取得業務等委託業務を約436億円(税抜)の対価にて提供する契約を締結し、協力企業の中で唯一の光学画像提供者として本事業に参画しております。このように、当社グループの先行投資は、着実に実を結び始めておりました。

しかしながら、本事業にも活用を予定していた「GRUS-3」7機のうち、2026年9月29日に公表の通り、4機について撮影した画像データのダウンロードに用いる高速通信系統に不具合が生じております。こうした状況を踏まえ、2026年10月6日に公表した通り、2027年5月期の業績予想について、AxelGlobe事業の売上高予想を下方修正するとともに、2027年5月期第1四半期において特別損失(減損損失)1,879百万円を計上しております。その結果、2027年5月期第1四半期末時点での当社の自己資本比率は37.7%まで低下しております。不具合が生じた4機については、姿勢制御等に用いる低速通信系統には問題が認められていないことから、当該通信系統を利用した活用方法についても検討を進める等、4機に不具合が発生したことによるAxelGlobe事業に対する影響を抑えるべくあらゆる手段を検討しておりますが、一方で、4機の不具合により将来のキャッシュフローが一定程度低下する見込みであること、また、今後の事業推進及びさらなるビジネスの獲得に向けては早期に光学衛星コンステレーション拡充を行う必要があることから、衛星の製造及び打上げに係る資金並びに運転資金の確保を行う必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社グループにおいては、①光学衛星コンステレーションの早期拡充に向けた衛星の製造及び打上げに要する資金需要が先行して発生すること、②上記の損失計上により減少する自己資本を補い、中長期的な成長投資を継続するための財務基盤を維持・強化する必要があることから、具体的な資金調達手法を検討してまいりました。その結果、当社グループの資金需要及び資本政策に最も適合する手法として、本新株予約権による資金調達が最適であると判断し、本資金調達を実施することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社がSMB C日興証券に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割り当て、SMB C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

また、当社はSMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMB C日興証券との間で、以下のとおり、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定すること（以下「行使停止指定条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

1 SMB C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

SMB C日興証券は、行使可能期間中、下記2記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、SMB C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

2 当社による行使停止要請（行使停止指定条項）

SMB C日興証券は、行使可能期間において、当社からの本新株予約権の行使の停止に関する要請（以下「行使停止要請」といいます。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないこととなります。なお、当社は、かかる行使停止要請を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

- ・当社は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間中の任意の期間を指定することができます。
- ・当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日まで（行使可能期間の初日を行使停止期間の開始日に設定する場合には、本ファシリティ契約の締結日）に、SMB C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。
- ・行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- ・当社は、SMB C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請を撤回する旨の通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を行うことにより、行使停止要請を撤回することができます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

3 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、SMB C日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、当該末日にSMB C日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMB C日興証券から請求があった場合には、当社は、SMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び事業環境の変化に対応するため財務健全性の向上が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、公募増資等その他のエクイティ性資金の調達について

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

でも考慮いたしました。

そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の提案を受け、資金調達金額や時期を当社が一定程度コントロールすることが可能であり、急激な希薄化を回避するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ資金需要や株価動向に合わせた資本調達が可能となる上、事業環境の変化に対応するために財務健全性の向上が可能な資金調達方法を念頭に置いていたことから、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行が、現時点における最良の選択であると判断しました（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数 665,899 個（2026 年 5 月 31 日現在）に対して 24.78%の希薄化が生じます。）。

本ファシリティ契約は、上記「（１）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、その他行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は 16,500,000 株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤を構築することができ、また、資本政策の変更が必要となった場合には、下記【本資金調達の方法の特徴】6に記載の取得条項を利用することで、事業環境の変化に対応するための財務戦略の柔軟性向上を図ることも可能であると考えられます。

当社は本資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMB C日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「【本資金調達方法の特徴】」及び「【他の資金調達方法との比較】」を総合的に勘案した結果、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法の特徴】

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

1 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i)SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)行使停止指定条項により、当社は、当社の判断によりSMB C日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができます。行使停止期間中、SMB C日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

2 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は 16,500,000 株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 665,899 個（2026 年 5 月 31 日現在）に対する希薄化率は 24.78%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。さらに、本新株予約権の行使価額は本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格を基準として修正される仕組みとなっているこ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

とから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

3 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、既存株主の利益に配慮しつつ円滑な行使を促進する観点から、本新株予約権の下限行使価額を156円（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額）に設定いたしました。

4 割当予定先との約束事項

当社は、SMBC日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii)SMBC日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)行使可能期間の末日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストック・オプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度、事後交付型株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるもの又は資本業務提携に関連するものを除きます。）を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMBC日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、SMBC日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、当該末日にSMBC日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取ることを合意する予定です。

5 譲渡制限

当社の事前の同意がない限り、SMBC日興証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

6 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第14項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。これにより、当社は、資本政策の変更が必要となった場合に、その判断で残存する本新株予約権をいつでも取得することができます。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

7 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(カ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本資金調達は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1. 募集の概要（5）調達資金の額（新株予約権の行

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を当社の想定通りに調達できない可能性があります。

- (イ) 本新株予約権は、上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMBC日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても、上記「1. 募集の概要（5）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 当社普通株式の株価が上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- (エ) 本資金調達は、SMBC日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (オ) 本ファシリティ契約において、SMBC日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおり達成されない可能性があります。また、行使可能期間の末日までに本新株予約権の行使がなされなかった場合、本ファシリティ契約に基づき、当社は、SMBC日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、当該末日にSMBC日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取ることになるため、当該買取を行う場合にも資金調達及び資本増強が予定どおりに達成されないことになります。
- (カ) 本新株予約権の行使による希薄化は限定されているものの、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

- 1 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、一時点の株価で発行価格を決定することになるため、当社のような株価の変動率が高い場合には、必ずしも調達金額を最大化できない可能性があると考えられます。
- 2 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが出来る可能性はあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、当社が希望する発行条件や保有方針に応じる割当先が見つからない可能性もあります。加えて、発行規模によっては割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- 3 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」といいます。）は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測がより困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- 4 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であると考えられます。

- 5 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- 6 借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を構築することで、事業環境の変化に対応するための財務健全性をより一層向上させるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

以上のことから、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 調達資金の総額	4,316 百万円
本新株予約権の払込金額の総額	42 百万円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,273 百万円
・ 発行諸費用の概算額	13 百万円
・ 差引手取概算額	4,303 百万円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり合計 4,303 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおりです。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①光学衛星コンステレーション拡充に向けた衛星の製造及び打上げに係る資金	2,303 百万円	2026 年 11 月～2028 年 11 月
②光学衛星画像の海外事業並びに Axelliner Laboratory の販売拡大及びソリューションに係る運転資金（人件費、製造費、研究開発費）	2,000 百万円	2026 年 11 月～2028 年 11 月
合計	4,303 百万円	—

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、優先順位を②、①の順に充当し、金額不足分は手元資金の活用や銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途への充当又は支出時期若しくは事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の①へ重点的に充当していく予定であります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

1 光学衛星コンステレーション拡充に向けた衛星の製造及び打上げに係る資金について

当社グループが展開する AxelGlobe 事業は、人工衛星のデータを利用・解析することにより、様々な業界で用いられる「地球観測衛星データサービス市場」の一つとされています。この「地球観測衛星データサービス市場」は全世界で市場規模が拡大しており、2024 年には 5,338 百万米ドルだった市場が 2034 年には 8,413 百万米ドルまで拡大することが見込まれており、地球観測衛星データサービス市場の中でも光学衛星は最大規模を誇ります(Novaspace 社 Earth Observation Data & Services Market 18th Edition, 2025)。当社は、このようにグローバルで市場が拡大する地球観測衛星データサービス市場において、今後のグローバルでの市場の成長機会を獲得するため、地球観測衛星コンステレーションの機数を拡大する目標を掲げ、観測能力の向上とサービス提供力の強化に取り組んでおります。

2028 年 5 月期に打上げを予定する高分解能衛星をはじめとする今後打上げ予定の衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が必要となります。2025 年 8 月の上場時の資金調達、未実行の融資に加えて、本資金調達及び今後の新規融資により、追加の衛星の製造・打上げ資金及び運転資金の確保が可能となります。現在の高分解能衛星の設備投資計画については、3 機については 2028 年 6 月、2 機については 2029 年 5 月の完了を予定しております。但し、2026 年 7 月に打ち上げた「GRUS-3」の一部の衛星に不具合が生じたことを踏まえ、この計画を見直す可能性がございます。具体的には、2029 年 5 月の完了を予定している高分解能衛星 2 機については、完了時期を後ろ倒しする一方で、新たな中分解能衛星 3～4 機を 2029 年 5 月期に前倒しして打ち上げることを検討しています。これらの 2029 年 5 月期に打上げを行う高分解能又は中分解能衛星の製造・打上げに関連する設備投資等を目的として 2,303 百万円を充当する予定であります。

2 光学衛星画像の海外事業並びに Axelliner Laboratory の販売拡大及びソリューションに係る運転資金（人件費、製造費、研究開発費）について

当社は AxelGlobe 事業において、上記の打上げた衛星で撮影した画像のデータ利用を加速させるための特定産業向けのソリューションの強化を目指しております。衛星データを提供する

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

事業者の数は増えており、衛星データ販売事業への参入障壁は下がってきておりますが、衛星データは地理空間情報データ(GIS データ)の一部であり、GIS データの取扱い経験が求められます。また近年ではコンピュータビジョンといった画像情報のソフトウェア等の取扱い経験も求められます。このため衛星データを届けるのではなく、解析等を実施し、その結果をサービスとして提供する、又は衛星データを含む複数のデータソースを組み合わせて解析した結果をサービスとして提供するような事業者が現れています。現時点ではこのようなデータ解析の企業については、個々の案件に応じたコンサルティング性が高いものと考えております。より多くの産業での衛星データの利用促進を図るため、ソフト面での取組みも加速してまいります。具体的には、報道、金融、環境といった産業を中心に、ニーズに合わせ画像分析・情報抽出機能を組み合わせることや、撮影権をサービスに組み込むことにより、付加価値の高いソリューションとして顧客にサービス提供できるよう、研究開発及び事業パートナーとの協業を進めてまいります。これらの分析を行い、ソリューションの開発を実行することのできる専門性の高いエンジニアや営業人材の採用及び教育、パートナー企業との連携が重要であると認識しております。また、海外での販路拡大においては、AxelGlobe 事業で提供する光学衛星画像のほか、AxelLiner 事業の軌道上実証サービスである「AxelLiner Laboratory」の拡大が重要だと考えております。そのため、光学衛星画像の海外事業並びに AxelLiner Laboratory の販売拡大及びソリューションに係る運転資金として、2,000 百万円を充当する予定であります。

なお、当社の設備投資計画は、2026 年 10 月 15 日現在（投資予定金額については、2026 年 5 月 31 日現在）、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 アクセル スペース	本社 (東京都中 央区)	AxelGlob e 事業	自社衛星 (GRUS-3)	3,250,000	3,221,366	自己資金 及び借入 金等	2024 年 1 月	2026 年 12 月	(注 1)
株式会社 アクセル スペース	本社 (東京都中 央区)	AxelGlob e 事業	自社衛星 (高分解能 衛星)	6,700,000	1,532,397	自己資金 及び借入 金等	2024 年 2 月	(注 2)	(注 1)

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 高分解能衛星のうち、3 機については 2028 年 6 月、2 機については 2029 年 5 月の完了を予定しております。但し、2026 年 7 月に打ち上げた「GRUS-3」の一部の衛星に不具合が生じたことを踏まえ、計画を見直す可能性がございます。具体的には、2029 年 5 月の完了を予定している高分解能衛星 2 機については、完了時期を後ろずらしする一方で、新たな中分解能衛星 3～4 機を前倒しして打ち上げることを検討しています。

また、当社は 2025 年 8 月の新規上場時に、公募増資等を実施しております。その際の資金使途は、2026 年 7 月に打上げた中分解能衛星「GRUS-3」7 機及び 2028 年 5 月期打上げ予定の高分解能衛星 3 機の設備投資資金、人員強化とマーケティング費用、研究開発資金、当社運転資金としておりましたが、資金使途の内容に変更はございません。ただし、充当期については、部材購入等における支出タイミングが早くなった影響や見込んでいた事業上のキャッシュインのタイミングが当初より後ろ倒しになった影響等を踏まえて新規上場時の公募増資等による調達資金を優先的に充当したため、充当タイミングが早まっております。なお、充当期限

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

内に当初見込んでいた事業上のキャッシュインが無い場合には、新規上場時の公募増資等による当初予定の充当期限が早まる可能性がございます。また、不足分が発生した場合には、銀行借入等他の方法による資金調達の実施で対応する予定です。

本資金調達による資金使途である①光学衛星コンステレーション拡充に向けた衛星の製造及び打上げに係る資金については、2029年5月期以降に打上げ予定の衛星に関する設備投資資金に充当するため、新規上場時の公募増資等の資金使途との重複はございません。上記②光学衛星画像の海外事業並びに Axelliner Laboratory の販売拡大及びソリューションに係る運転資金（人件費、製造費、研究開発費）についても、新規上場時における公募増資等の資金使途である人員強化とマーケティング費用、研究開発資金、当社運転資金とは異なる資金使途であり、重複はございません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、自己資本の更なる拡充を通じた財務健全性の強化と成長投資に係る財務戦略の柔軟性の確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社プルート・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口 真人）（以下「プルート・コンサルティング」という。）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を評価結果と同額の259円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提（本新株予約権の当初行使価額（259円）、本新株予約権の行使期間（約2年間）、当社普通株式の株価（259円）、株価変動率（ボラティリティ72.20%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.942%）を含みます。）を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断いたしました。なお、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値であり、また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の上で、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正されますが、下限行使価額が156円（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額）に設定されていることに鑑みても、最近6か月間及び発行決議日前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、割当予定先の権利行使の可能性や当社株価への影響等に鑑み設定した発行条件につき合理的と判断しております。

さらに、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングはかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、当社との継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者への具体的な説明が行われた上で当社担当者及びプルータス・コンサルティングから監査役にも共有がなされ、評価報告書の説明が行われていること
- (iv) 本新株予約権の発行に関し、取締役会に先立って社外取締役及び監査役全員に対し当社担当取締役及び担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われたこと、また取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われ、決議されていること
- (v) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問事務所から当社の実務担当者及び監査役全員に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が当社担当取締役から取締役会になされており、また、2026年10月15日付本新株予約権発行の有利発行該当性に関するメモランダムを当社法律顧問事務所から受領していること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 16,500,000 株に係る議決権の数は 165,000 個であり、当社の発行済株式総数 66,640,600 株（2026年5月31日現在）に対して 24.76%、総議決権数 665,899 個（2026年5月31日現在）に対して 24.78%の希薄化が生じます。しかしながら本資金調達は、自己の資本拡充による財務戦略の柔軟性確保を図り、企業価値の増大を目指すものです。また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、当社普通株式の上場来（2025年8月13日から2026年9月まで）の1日当たりの平均出来高は 4,102,132 株であり、直近6か月間（2026年4月から2026年9月まで）の同出来高も 3,168,840 株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 16,500,000 株を行使期間である約2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約 32,290 株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、割当予定先として選択したSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、更なる成長戦略の遂行のため、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の各資金使途に充当することを鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使停止指定条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的である

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

と判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	S M B C 日興証券株式会社		
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 吉岡 秀二		
(4)	事業内容	金融商品取引業等		
(5)	資本金	135,000 百万円		
(6)	設立年月日	2009 年 6 月 15 日		
(7)	発行済株式数	200,002 株		
(8)	決算期	3 月 31 日		
(9)	従業員数	9,130 人（2026 年 6 月 30 日現在）		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12)	大株主及び持株比率	S M B C 日興証券ホールディングス株式会社 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当該会社が当社の株式 177,800 株（2026 年 9 月 30 日現在。2026 年 5 月 31 日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.27%）を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）			
決算期		2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
連結純資産		1,235,676	1,228,929	1,279,951
連結総資産		19,832,076	21,042,958	21,719,424
1 株当たり連結純資産（円）		6,178,070	6,144,585	6,399,692
連結営業収益		419,113	506,885	566,414
連結営業利益		27,489	51,146	80,725
連結経常利益		31,941	57,060	83,846
親会社株主に帰属する当期純利益		16,238	67,523	94,367
1 株当たり連結当期純利益（円）		81,189	337,614	471,830
1 株当たり配当金（円）		－	73,799	185,698

(注) S M B C 日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当の割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を提出しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達にあたり、上場時の主幹事証券会社であるSMB C日興証券を含む複数の金融機関に相談したところ、SMB C日興証券から本資金調達手法の提案を受け、他の資金調達方法も含めて検討した結果、本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化を回避するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、更なる成長戦略の遂行のため、設備資金等に充当することにより自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性確保を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、SMB C日興証券が上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、上記「(1) 割当予定先の概要」に示すように、本資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB C日興証券を割当予定先として選定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であり、SMB C日興証券から本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する予定がないことにつき口頭で説明を受けております。

SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案し、適時売却を行う方針であることについても口頭で説明を受けております。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、①割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること、及び②本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値以上の場合又は本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等においては制限超過行使を行うことができることが定められる予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2027年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載されている2026年6月30日現在の四半期連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産（現金・預金2,164,886百万円、流動資産計19,414,597百万円）を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMB C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMB C日興証券は当社代表取締役である中村友哉との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ですが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年5月31日現在）	
楽天証券株式会社共有口	4.956%
中村 友哉	4.351%
永島 隆	3.391%
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	3.201%
JP モルガン証券株式会社	3.161%
株式会社 SpaceCompass	2.875%
Kepple Liquidity1 号投資事業有限責任組合	2.538%
SBI Ventures Three 合同会社	2.242%
特定金外信託受託者株式会社SMB C信託銀行	2.195%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	2.172%

(注) 1. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は16,677,800株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、20.07%となります（2026年9月30日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）。

2. 上記の持株比率は発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株券数の割合を指しています。また、小数点以下第4位を切り捨てて記載しております。

9. 今後の見通し

本資金調達が2027年5月期の業績に与える影響は上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載の発行諸費用の概算額を踏まえても軽微です。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続き

本資金調達に係る第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位：百万円。特記しているものを除きます。)

	2024年5月期	2025年5月期	2026年5月期
連結売上高	2,110	1,586	2,508
連結営業損失 (△)	△2,538	△2,495	△3,822
連結経常損失 (△)	△2,509	△1,824	△3,712
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△3,174	△1,950	△4,057
1株当たり当期純損失 (円)	△85.72	△44.96	△65.84
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	△213.36	69.73	104.65

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026年5月31日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	66,640,600 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	16,500,000 株	24.76%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

1 最近3年間の状況

	2025年5月期	2026年5月期	2027年5月期
始 値	—円	751 円	856 円
高 値	—円	1,141 円	879 円
安 値	—円	409 円	259 円
終 値	—円	865 円	259 円

(注) 1. 当社株式は、2025年8月13日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 2027年5月期の株価については、2026年10月14日現在で表示しております。

2 最近6か月間の状況

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	2026年 5月	2026年 6月	2026年 7月	2026年 8月	2026年 9月	2026年 10月
始 値	596 円	856 円	508 円	461 円	516 円	357 円
高 値	1,015 円	879 円	575 円	558 円	568 円	360 円
安 値	590 円	488 円	413 円	450 円	421 円	259 円
終 値	865 円	509 円	467 円	526 円	421 円	259 円

(注) 2026年10月の株価については、2026年10月14日で表示しております。

3 発行決議前営業日における株価

	2026年10月14日現在
始 値	280 円
高 値	283 円
安 値	259 円
終 値	259 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払込期日	2025年8月12日
調達資金の額	7,114百万円（差引手取概算額）
発行価額	345 円
募集時における発行済株式数	43,390,000 株
当該募集による発行株式数	20,660,900 株
募集後における発行済株式数	64,050,900 株
発行時における当初の資金使途	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおり充当しております。 ①投融資資金（設備資金及びマーケティング費用等） 主に連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて2026年7月に打上げた中分解能衛星「GRUS 3」7機及び2028年5月期打上げ予定の高分解能衛星3機に対する材料費・経費、及び打上げ費等設備資金として、5,654百万円（2026年5月期に2,276百万円、2027年5月期に1,482百万円、2028年5月期に1,896百万円）を充当する予定です。 また、連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいてAxelLiner事業・AxelGlobe事業の事業展開に係る人員強化とマーケティングなどの費用として、162百万円（2026年5月期に78百万円、2027年5月期に84百万円）を充当する予定です。 加えて、連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて、AxelLiner事業での高分解能衛星の開発及び小型衛星の汎用化を見据えた研究活動、並びにAxelGlobe事業におけるソリューション強化のための研究開発資金として2,084百万円（2026年5月期に1,362百万円、2027年5月期に402百万円、2028年5月期に320百万円）を充当する予定です。 ②当社運転資金

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	当社の人員強化を目的とした採用費等として、20 百万円（2026 年 5 月期に 10 百万円、2027 年 5 月期に 10 百万円）を充当する予定です。
発行時における 支出予定時期	①2026 年 5 月期、2027 年 5 月期及び 2028 年 5 月期 ②2026 年 5 月期及び 2027 年 5 月期
現時点における 資金の充当状況	2026 年 5 月期末時点で下記に充当しております。 ①投融資資金（設備資金及びマーケティング費用等） 2026 年 7 月に上げた中分解能衛星「GRUS 3」7 機：3,221 百万円 2028 年 5 月期打上げ予定の高分解能衛星 3 機：1,258 百万円 AxelLiner 事業・AxelGlobe 事業の事業展開に係る人員強化とマーケティング などの費用：206 百万円 高分解能衛星の開発（注）及び小型衛星の汎用化を見据えた研究活動、並び に AxelGlobe 事業におけるソリューション強化のための研究開発資金：2,512 百万円 ②当社運転資金 当社の人員強化を目的とした採用費等：10 百万円

（注） 2026 年 3 月 1 日付で実施した組織変更に伴い、報告セグメントの業績をより適切に反映するため、これまで AxelLiner 事業に計上していた自社で商用運用を予定している衛星に係る研究開発費用を AxelGlobe 事業に計上するなどの見直しを行っておりますため、当該費用は現在 AxelGlobe 事業にて充当されています。

・SMB C 日興証券株式会社への第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2025 年 9 月 10 日
調達資金の額	806 百万円
発行価額	345 円
募集時における 発行済株式数	64,050,900 株
当該募集による 発行株式数	2,339,100 株
募集後における 発行済株式数	66,390,000 株
発行時における 当初の資金使途	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
発行時における 支出予定時期	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
現時点における 資金の充当状況	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社アクセルスペースホールディングス第12回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社アクセルスペースホールディングス第 12 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 42,735,000 円
3. 申込期間 2026 年 11 月 2 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 11 月 2 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 16,500,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。
- 調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率
- (3) 第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(1)号に定義する。)が調整される場合(第 11 項第(5)号に従って下限行使価額(第 10 項第(2)号に定義する。)のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。
- 調整後交付株式数＝
$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 165,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 259 円(本新株予約権の目的である普通株式 1 株当たり 2.59 円)

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額は、当初 259 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、156 円（ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。）とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度、事後交付型株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨て

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。)
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2026年11月4日から2028年11月30日(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換、株式交付若しくは

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり第 8 項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社

18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 東京中央支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を評価結果と同額の 259 円とした。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2026年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--